

【別紙】

1 当事者の概要

(1) 申立人

申立人X（以下「X」という。）は平成25年4月に被申立人株式会社クリエイトエス・デ
ィー（以下「会社」という。）に入社し、本件申立時、会社が運営する薬局に所属していた。

(2) 被申立人ら

ア 会社

会社は、薬局の運営等の事業を行っている株式会社であり、本件申立時の従業員数は約
10,000名であった。

イ プレカリアートユニオン及びY

被申立人プレカリアートユニオン（以下「プレカリ」という。）は、24年4月に結成さ
れた、いわゆる合同労組であり、本件申立時における組合員数は約300名であった。

被申立人Y（以下「Y」という。）は、プレカリの執行委員長として活動している者で
ある。

2 事件の概要

平成30年1月12日、プレカリは、会社がXを提訴したことを申立事実として、当委員会に
対し、不当労働行為救済申立てを行った（以下「前件」という。）。

令和元年12月24日、プレカリと会社とは、和解協定書（以下「本件和解協定書」という。）
を締結し、2年1月7日、プレカリは、当委員会に対し、前件申立てに係る取下書を提出した。

1月30日、Xは、プレカリが同人の意向に反して本件和解協定書を締結したことなどを理
由にプレカリを脱退し、12月23日、本件不当労働行為救済申立てを行った。

本件は、①プレカリ及びYは、Xとの関係で、労働組合法（以下「労組法」という。）上の使
用者に当たるか、②プレカリと会社とが、元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したこ
とは、プレカリの組織運営に対する支配介入に当たるか、③会社が、元年12月24日以降、X
の所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開した事実が認められるか、認められる場合、それが
支配介入及び不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いに当たるか、が争われた事案
である。

3 主文の要旨 <棄却>

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

(1) プレカリ及びYは、Xとの関係で、労組法上の使用者に当たるか

Xのプレカリ在籍期間中において、Xとプレカリ又はYとの間で労働契約が締結された事
実がなく、プレカリ又はYがXの雇用主に当たらないことについては、当事者間において争
いがない。

その他、プレカリ又はYとXとの間で、労働条件の維持改善を目的とする労働組合又はそ
の執行委員長と組合員との関係を超える関係を認めることはできず、プレカリ又はYが、X
との関係でXの基本的労働条件について支配決定できるような使用者としての地位にある
とまでは認めることができない。

(2) プレカリと会社とが、元年12月24日付けで和解協定書を締結したことは、プレカリの組 織運営に対する支配介入に当たるか

Xは、プレカリと会社とが元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したことは、Xの
労働者としての権利を侵害する行為であり、プレカリの組織運営に対する支配介入に当たる

旨を主張する。

しかし、本件和解協定書はプレカリ及び会社の互譲に基づく内容となっていると評価できること、本件和解協定書の締結に至る経緯においてプレカリの運営の自主性に疑義を生じさせるような不自然な点は認められないこと、Xは本件和解協定書の締結当事者となっておらず、本件和解協定書の法的効力がXには直接的に及ばないことなどの事情を併せて考慮すれば、プレカリと会社とが令和元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したことは、Xの労働者又は組合員固有の権利を侵害するものとはいえず、このほか、プレカリと会社とが元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したことがプレカリの組織運営に対する支配介入に当たると認めるに足りる事情は特にうかがわれない。

- (3) 会社が、元年12月24日以降、Xが所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開した事実が認められるか、認められる場合、それが支配介入及び不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いに当たるか

本件審査手続において、会社が元年12月24日以降、Xが所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開したと認めるに足りる証拠はなく、Xの申立事実が支配介入又は不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いに当たると認めることはできない。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 申立年月日 | 令和2年12月23日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和6年12月17日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和7年2月26日 |